

「学校いじめ防止基本方針」

桐生市立清流中学校
平成 26 年 3 月策定
平成 28 年 4 月一部改訂
平成 29 年 4 月一部改訂
平成 29 年 12 月一部改訂
平成 30 年 6 月一部改訂
令和 元年 6 月一部改訂
令和 3 年 4 月一部改訂
令和 5 年 4 月一部改訂
令和 6 年 4 月一部改訂

1. いじめ防止等のための取り組みに関する基本的な考え

【基本方針】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。また、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ生徒はいない」という基本認識に立ち、すべての生徒が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに努めなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」「いじめの早期解消」に迅速かつ適切に対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

【いじめの未然防止について】

学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促していく。また、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めていくことでいじめの未然防止につなげていく。

【いじめの早期発見について】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけあいをよそおって行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合がある。

いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項のいじめの定義を全職員が共通理解し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知していこうとすること、また、生徒が相談しやすい雰囲気や環境を作っていくことでいじめの早期発見につなげる。

【いじめの早期解消について】

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うことで早期解消につなげる。

2. いじめ防止等のための組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、生徒指導部（教育相談・生徒指導委員会）が「清流中学校いじめ対策委員会」となり、毎週1回開催し、基本方針に基づく取組の実施や進捗状況の確認、定期的検証を行う。

教育相談・生徒指導委員会の構成員は、校長・教頭・教育相談主任・生徒指導主事・養護教諭・各学年担当・スクールカウンセラー・教育相談員・特別支援コーディネーターとする。

いじめに係る情報があった場合には、両委員会の構成員から成る「清流中学校いじめ対策委員会」を緊急に開催し、いじめを発見したり通報を受けたりした当該職員も参加し、情報を共有し、組織的な対応を協議する。

重大事案の場合は桐生市教育委員会・桐生警察署他関係機関にも報告し、適切な支援を求める。

3. いじめの防止等に関する措置

(1)いじめの未然防止のための取り組み

【生徒の実態と基本的な考え方】

○いじめアンケートの結果より

・「いじめをなくすにはどうしたらよいですか」という問いに対して、「一人ひとりがいじめを自分のこととして考える」、「友達どうしで相談できる関係をつくる」という回答をする生徒が多くいた。

○いじめ防止フォーラムにおける生徒の話し合い活動より

・いじめを予防するためには、生徒どうしの良好な人間関係を築くことが大切であるという結論が出た。

○学校生活での生徒の様子

・ちょっとしたトラブルが、大きな人間関係のトラブルに発展するケースがある。そのトラブルが、携帯電話やインターネット上のお互いの顔の見えない言葉のみのやりとりなどを通して誤解が生じ、問題が肥大化する。

・互いの立場を尊重し、意見を交換しながら高め合う能力が不足している。

・相手の気持ちを考えず、軽はずみな発言で相手を傷つけているケースが多く見られる。

○全体的な風潮として

・直接的な会話（フェイス TO フェイス）が、苦手な子どもが増えている。

・ソーシャルネットワークの発達により、不特定多数の人間とコミュニケーションを取ることができるようになってきたが、人間関係を深める機会が減少してきている。

以上のことから、本校の生徒の実態として、少しのすれ違いから大きな人間関係のトラブルに発展することが見受けられる。電子メディアの発達により、情報の誤った解釈により誤解が発生することがあったり、その誤解によりトラブルが悪化することもある。

トラブルの初期段階において、互いが顔をつきあわせて、素直な気持ちで話し合えばすぐに解決できる問題がコミュニケーション能力の不足により大きな問題に発展してしまう。

そこで、以下の心の育成していく。

①互いに素直に過ちを認め合い、自分の気持ちを伝え合いながら人間関係を改善していく力。

②人間関係の基礎となる思いやりの心

③情報の正しい発信の仕方。情報の正しい受け止め方（正しい情報かどうか確かめる力）

【指導方針】

- ①互いを認め合い、尊重し、仲良く学校生活を送ることができれば、いじめは発生しないという立場を基本として、未然防止のための活動を推進する。
- ②生徒全員が関わられることを考え、学校行事を効果的に活用していく。学校行事を通して、生徒のよりよい人間関係を築いていくことが、いじめの未然防止につながることを生徒自身が意識することができるようにする。
- ③行事等で学習した内容を、普段の生活に生かしていけるような支援をしていく。（掲示などの工夫他）

【指導計画】

（1学期）

- ・いじめ防止に向けたアンケート
- ・いじめに関する学級活動での話し合い活動やいじめに関する道徳の授業により、いじめ防止に向けて一人ひとりが何ができるかを考える。
- ・情報モラル講習会において、正しい情報の使い方、情報の受け止め方について学習する。

（2学期）

- ・生徒会本部役員を中心として、2学期の学校行事にむけた学校全体としての取り組みを考え、決定する。
- ・各行事の実行委員会において、いじめ防止の活動を意識した、スローガンを決定し、各行事に取り組む。
- ・それぞれの行事の事後指導。（成果と課題を話し合い、次の行事につなげていく）

（3学期）

- ・いじめ防止の活動の振り返りをして、次年度に生かしていく。

（2）いじめの早期発見のための取り組み

【いじめ調査等】

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- ①学校生活アンケート 毎月
- ②ハイパーQ U 年間1～2回（6月、12月）

【いじめ相談体制】

生徒及び保護者がいじめにかかわる相談ができるように、スクールカウンセラーや学校相談員を活用していく。

（3）いじめの早期解消のための取り組み

【基本的な考え方】

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対

応にあたる。

また、謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とする。

【いじめの発見・通報を受けたときの対応】

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「清流中学校いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後は、当委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

【いじめられた生徒又はその保護者への支援】

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

【いじめた生徒への指導又はその保護者への助言】

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

【ネット上のいじめへの対応】

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

(4) 重大事態発生時の対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、桐生市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4. 関係機関との連携

- ・ 桐生みどり地区学校警察連絡協議会等を通して、学校・警察・教育委員会との連絡を密にしていく。また、警察OBであるスクールサポーター等を積極的に活用していく。
- ・ 法務局や人権擁護委員と連携して、「人権週間」や「人権集中学習」の充実を図る。
- ・ 桐生市・みどり市学校保健会等を通して学校と医師・薬剤師等との連携を図り、医療的視点からの意見交流を図る。
- ・ 東部児童相談所との連携を図り、個々の事例について具体的な対応について情報交換を行う。

5. 保護者・地域との連携

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や各種通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(具体例)

- ・ 下校指導
- ・ いじめ防止に向けた各種講演会
- ・ 保護者会、学級懇談会での情報交換
- ・ 社会を明るくする運動を学校で実施 他

6. 評価の実施

保護者、職員による学校評価アンケートにおいて、以下の2点について評価し、いじめに対する学校の取り組みについて評価を行う。

- ア いじめの早期発見に関すること
- イ いじめを防止するための取り組みに関すること